分 別 収 集 計 画
（ 第 9 期 ）

那 須 烏 山 市

【　目　次　】

１　計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
（法第８条第２項第１号）・・・・３
６　容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項　（法第８条第２項第２号）・・・・３
７　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
（法第８条第２項第３号）・・・・４
８　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み　（法第８条第２項第４号）・・・・５
９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・５
10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項
（法第８条第２項第５号）・・・・６
11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
（法第８条第２項第６号）・・・・６
12　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

那須烏山市分別収集計画

令和元年７月３０日

１　計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、本市においても那珂川町と構成する南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターのごみ処理施設の老朽化（２０３２年更新予定）や、焼却残渣、不燃残渣の委託処分等の問題もあり、課題解決に向けて早急に対策を検討しなければならない。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第８条に基づいて、一般廃棄物の中で相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物に関する３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の３Ｒを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や処理施設の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

２　基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型地域社会づくり
・すべての関係者が一体となった取組みによる環境負担の低減
・廃棄物の適正処理の推進、地域環境の保全

３　計画期間

本計画の計画期間は、令和２年４月を始期とする５年間とし、令和４年度に見直す。

４　対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第８条第２項第１号)

表１

年　　度	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
容器包装廃棄物	1,734　t	1,702　t	1,669　t	1,635　t	1,599　t

６　容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第８条第２項第２号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場において、ごみに関する教育やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

商工会の協力を得て、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）、買い物籠（マイバスケット）の持参の徹底等の普及啓発、指導、関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

7　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分　（法第８条第２項第３号）

廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

表２

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 └ 無色のガラス製容器 └ 茶色のガラス製容器 └ その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

８　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み　（法第８条第２項第４号）

表３

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
主としてスチール製の容器	59 t		58 t		57 t		56 t		55 t	
主としてアルミ製の容器	40 t		39 t		39 t		38 t		37 t	
無色のガラス製容器	（合　計）		（合　計）		（合　計）		（合　計）		（合　計）	
	68 t		67 t		65 t		64 t		63 t	
	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）
	68 t	0 t	67 t	0 t	65 t	0 t	64 t	0 t	63 t	0 t
茶色のガラス製容器	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	112 t		110 t		108 t		106 t		104 t	
	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）
	105 t	7 t	103 t	7 t	101 t	7 t	99 t	7 t	97 t	7 t
その他のガラス製容器	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	36 t		35 t		34 t		34 t		33 t	
	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）
	36 t	0 t	35 t	0 t	34 t	0 t	34 t	0 t	33 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
主として段ボール製の容器	181 t		177 t		174 t		170 t		167 t	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	77 t		75 t		74 t		72 t		71 t	
	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）	（引渡量）	（独自処理量）
	70 t	7 t	69 t	6 t	68 t	6 t	66 t	6 t	65 t	6 t

９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

分別収集実績(平成２８年度～平成３０年度)を参考に予測した。
また、人口変動率は、次のとおり設定した。

表４

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
25,983 人 （対前年度比） 98.26%	25,507 人 （対前年度比） 98.17%	25,013 人 （対前年度比） 98.06%	24,502 人 （対前年度比） 97.96%	23,973 人 （対前年度比） 97.84%

10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項　（法第８条第２項第５号）

分別収集は、現行の収集体制（委託業者）を活用して行う。

なお、現在、すずらん作業所、あすなろ作業所で一部回収しているアルミ缶、リターナブルビン及びみつわ工房で一部回収しているスチール缶については、引き続き実施することとする。

11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）

当面は、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルについては、南那須地区広域保健衛生センターで選別・圧縮・保管する。

12　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

・社会福祉団体、自治会等各種団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付による支援を継続する。
・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、３年後の計画見直し時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。